「『火山と原発を考える』全国交流集会 in 鹿児島」への問題提起

2019年10月27日

鹿児島市「ろうきんローンセンター」
原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員・伊東達也

＜はじめに＞

○原住連創立以来、初めての鹿児島開催
○九州五大カルデラ（阿蘇・加久藤・姶良・阿多・鬼界）に近接の川内原発の地での開催
○全国交流集会が掲げるスローガン
　△福島第一原発事故の再発防止の保障がない川内原発は停止し、廃炉にせよ！
　△国と東電は被災者対策、事故収束対策に真摯に取り組め！
　△日本の未来を危うくする原発固執をやめよ！
　△環境に優しい再生可能エネルギ：への転換を！
　△国と電力会社は廃炉など原発開発の〝負の遺産〟に真摯に向き合え！
　△国会は「原発ゼロ基本法案」を審議せよ！

１、最近の主な原発動向について

1−1、関西電力の「原発マネー環流」事件

＜福井県の若狭湾は原発15基が集中した〝原発銀座〟＞
○関電は美浜原発（3基：美浜町）、大飯原発（4基：おおい町）、高浜原発（4基：高浜町）を建設・運転・廃炉
○現在、日本で再稼働中の原発9基のうち4基が関電の大飯３・４号機、高浜３・４号機

○関電会長ら20人に3.2億円（3億1,845万円）――これは2011～18年の7年間だけのもの
　△岩根茂樹社長ら〝言い逃れ〟会見（10月2日）で公表されたもの
　　＊元高浜町助役森山栄治氏（今年3月に90歳で死去）等が関電役員20人に3.2億円の金品提供

＜関電が金品受領役員6人を取締役会にも諮らず処分＞

氏名	処分	金品受領
○八木誠会長	報酬月額2割を2カ月返上	商品券30万円分、金貨63枚、金杯7セット、スーツ2着の859万円相当
○豊松秀己元副社長	報酬月額2割を2カ月返上	現金4,100万円、商品券2,300万円分、金貨190枚、金500㌘、スーツ14着の1億1,057万円相当
○岩根茂樹社長	同1カ月返上	金貨10枚の150万円相当
○森中郁雄副社長	厳重注意	現金2,060万円、商品券700万円分、4万米㌦、金貨4枚スーツ16着の4,060万円相当
○鈴木聡常務執行役員	厳重注意	現金7,831万円、商品券1,950万円分、3万5,000米㌦、金貨85枚、金500㌘、スーツ14着の1億2,367万円相当
○大塚茂樹常務執行役員	厳重注意	現金200万円商品券10万円分、1万米㌦、スーツ4着の720万円相当

　△福島第一原発事故を受け、安全対策工事が急増――高浜原発分5,400万円とされる
　△関電は森山氏を通じて地元建設会社と持ちつ持たれつの関係を構築
　　＊森山氏（退職後）は関電子会社「関電プラント」（発注側）と「吉田開発」（受注側）の双方の顧問
　　＊森山氏は複数の地元会社の役員なども務める
　　＊歴代の福井県幹部に贈答品
　△森山氏以外に地元業者2社が関電役員3人に金品提供
　△関電の監査役が株主総会前に問題を把握、指摘したが、岩根社長らが公表を見送る、
　△これらの事実は1年以上隠され、9月28日会見が批判され、10月2日再会見公表に至る
　△1990年から金品提供があったとされる――この解明はなされていない

○八木会長、岩根社長の辞任だけでは済まされない
△関電の異常な原発偏重経営を主導
△八木氏は電事連会長として自らの「原発マネー還流」の最中に「原発ベースロード」を主導

○自民党へ「原発マネー還流」
△世耕弘成前経産相（自民党参院幹事長）に献金
△稲田朋美・元防衛相（自民党幹事長代行）に献金
△高木毅元復興相が二つの関連警備会社に支払い

○原子力事業者のすべての電力会社の検証を ――原発マネーの原資は電気料金と税金
△国の原発交付金からの還流は!？
△国会と政府の責任による真相究明を！
＊関電の調査、経産省の調査では真相解明はできない

○安全上、経済上、倫理上からも「原発ゼロ」は重大かつ緊急な課題

1―2、ありえない東京電力旧経営陣3人の強制起訴訴訟での無罪判決（9月19日）

○「大津波の予見可能性は認められない」と忖度 ―― 3 人の刑事責任を免罪
△国の「長期評価」（2002 年、国が三陸沖から房総沖のどこでもM 8.2 前後の津波発生の可能性を予測したもの）を「信頼性や具体性があったと認めるには合理的疑いが残る」と否定
△敷地を超える津波の可能性（「長期評価」に基づく「最大 15.7㍍」）について、3 人が情報として接したのは早くて 2008 年 6 月～ 09 年 2 月だったとし、指定弁護士が指摘する防潮堤設置などの措置をとっても間に合ったか立証されていないとし、「事故を回避するためには（事故直前の）11 年 3 月上旬までに原発の運転を止めるしかなかった」と判断。3 人は大津波の認識の程度が低いとして、3 人には「原発の運転を止めなければならないほどの予見可能性は認められない」と結論
△司法の独自性を失い、地震学の到達点を否定し、東電側の言い分に追従する判決

○この裁判で隠されている争点
△チリ津波（1960 年）後に、福島原発（第一原発 6 基、第二原発 4 基）が建設され、運転されたが、福島原発は建設当初から現実のチリ津波に対する備えさえ欠いていた
△東電経営陣の津波対応はチリ津波を無視するところにあった。、それを超える津波などはどこ吹く風
△原住連は苛酷事故未然防止を求め、長年にわたって東電と交渉
＊チリ津波級の津波に福島原発が襲われれば、機器冷却系の海水ポンプなどが冠水して機能停止に陥り、冷却材喪失による苛酷事故に至る危険性を指摘し、抜本対策を求めたが、東電だけはこれを無視して何の措置もとらず、福島第一原発は冷却材喪失事故を起こした
＊震災時に、福島第二原発は機器冷却系の機能の確保に懸命に取り組み苛酷事故を免れた。原住連の指摘の正当性を裏付ける
＊原住連は、この活動で「2011 年度 JCJ（日本ジャーナリスト会議）特別賞」を授賞したが、住民運動の力不足に慚愧に堪えない
△女川原発では、チリ津波時に海水が「－ 6.5 ㍍」まで引き、機器冷却系の取水口に海水が届かない状況だったことから原住連は東北電力に抜本策を求める
＊東北電力は３号機増設時に、前面海底を「－ 10.5 ㍍」まで浚渫する工事を実施
＊これによって震災時に津波の敷地内への浸水を免れ、福島第一原発事故の二の舞を回避

1―3、原田義昭前環境相 「処理水の海洋放出」の違法・居直り・無責任発言（9月10日）

○処理水について「(海に)思い切って放出して、それを希釈するという選択肢しかない」と発言
△これは処理水を希釈して海に放出とは読めず、処理水をそのまま放出としか読めない違法発言

○処理水は、地下水が福島第一原発建屋に流入し、放射能汚染水となったものを多核種除去装置(アルプス)等で処理してタンク貯蔵したもの。本来、除去不能のトリチウム(三重水素)のみが残るはずが、現在貯蔵タンクの処理水の八割近くにトリチウム以外の他の核種が同じく残っている

○処理水のタンク貯蔵量(タンク容量 1,000 ㌧級)は 7 月時点で 115 万㌧。東電はタンク増設を進め、20

年末までに137万㌧分を確保する計画。東京電力は処理水貯蔵がこのまま1日150㌧で推移した場合、22年夏ころ満杯となると公表

○処理水の処分方法は、経産省の有識者の小委員会で、①地層注入、②海洋放出、③水蒸気放出、④水素放出、⑤地下埋設などが検討されている。田中俊一前規制委委員長、更田豊志規制委委員長らは処理水を希釈して海洋放出を主張しているが、現状はトリチウムだけではなく他の核種も希釈して放出することになる

○原田氏の処理水をそのまま海へ放出するという主張は、汚染水対策の場当たり対応の結果である処理水貯蔵タンク問題、多核種除去装置の不具合にたいする居直り・無責任発言

○もともと汚染水問題は福島第一原発への阿武隈山系からの地下水流入を考慮すれば、「1,000㌧級タンク」ではなく「10万㌧級タンク」（石油備蓄タンクで技術的には経験済み）で対処すべきもの
△「大型タンク長期貯蔵」の検討を

1ー4、原発「安全」対策費、当初想定の10倍も

○各電力会社の「安全」対策費は増加
△関電、九電は1兆円規模

（単位：万円）

○電力会社	関西	九州	東京	中国	中部	東北	原電	北海道	四国	北陸	Jパワー
○2013年1月末	2850	2000	700	500	1500	250	非公開	600以上	数百	250	非公開
○2019年6月末	1兆250	9千数百	6800	5000	4000	3400	2700	2000台半ば	1900	1500以上	1300

○「原発安い」の「経済神話」はここでも崩壊

1ー5、テロ対策施設未完成なら運転停止

○テロ対策の「特定重大事故対処施設」（特定施設）について、原子力規制委員会は期限の再々延長を認めないことを決めた（4月24日）
△来春、川内1、2号機運転停止へ
△再稼働原発全基に波及

○特定施設が設置されても、その効用は保障されない――このような投資があり得るのか!?

1-6、経団連がエネルギー政策で〝毒を食わば皿まで〟の新提言（4月8日）

○中西宏明会長が主導

○原発の「最長60年運転」の再延長を求める
△「60年よりもさらに延長した場合の安全性についても技術的観点から検討を行うべきである」

○停止期間を運転期間に含めないとなど求める
△福島第一原発事故から運転停止が8年続いていることに対し、「40年運転の2割に相当」とし、運転期間から差し引くことを提言

○中西氏は会見で「（温暖化対策を進めるには）原子力の比率を高めるのが一番現実的」と原発の積極的活用を主張。再生可能エネルギーに限界があると主張
△原発は国の特別支援なしには手が出せない状況。日立が英国の原発建設凍結決定したのもそれ故。自らの経営経験にも学び得ない態度とは!?
△気象変動に対する政府間パネル（IPPC）は特別報告書で「原発には障壁とリスクがある」と指摘。関係者は広くこの認識を共有

○世界が再エネが主力電源になりつつある事実に背を向けた議論

２、事故8年を経た福島からの報告

2－1、被災者は長期の避難生活のさまざまな苦悩の中にある

○故郷に戻れない人は約9～10万人
△政府の避難者数は４万1,954人だが、これは避難者を仮設住宅、民間借り上げ住宅、親戚・知人宅等に限定
△５市町村の20～30キロ圏内の旧緊急時避難準備区域と避難指示区域街からの避難者（自主避難者）なども除外
△事故前に住んでいた家に戻れていない人は避難12市町村の旧避難時避難準備区域と自主避難者（当時１万2,000世帯）を加えれば９～10万人
△震災関連死2,279人（直接死1,605人）、孤独死約70人、自殺103人

○「帰還宣言」が出されても戻る人は少なく、地域社会の体をなしていない
△帰還者は圧倒的に高齢者が多く、青年、特に子どもは極端に少ない
△2018年４月に再開した小中学校への通学者数は、浪江町で７人（事故前比）0.4パーセント）、富岡町25人（1.5パーセント）、飯舘村79人（15パーセント）、川俣町山木屋地区15人（15パーセント）
△避難指示区域内にあった県立高校は17年４月から「休校」
△住宅地の荒廃、医療施設がすくなく、商店街は軒並み閉鎖
△事故収束作業員の宿泊施設、商業施設の建設や増設はある

○国と東電による被災者の切り捨て
△支援の打ち切り
＊自主避難者への無償住宅支援、営業損害賠償、精勤的賠償など
△ADR（裁判外紛争手続き）が機能しない状況
＊22,400人の和解手続きを東電は次々打ち切り
＊訴訟の原告には判決確定まで和解案を保留、直接請求の支払い拒否
△東電が約束した「三つの誓い」（①最後の一人まで賠償を貫きます、②迅速かつきめ細かやかな賠償を徹底します、③和解仲介案を尊重します）は棚上げに

○損害賠償集団訴訟31件1万2,000人（2019年8月2日現在）
△これまで12地裁で判決
＊3件は国を被告にしていないが、国の責任について9地裁のうち千葉・名古屋地裁を除く6件で認める
＊東電の責任は12件のすべてで認める
△新たな原発事故被災者・被災地救済の枠組みづくりが求められる

○子どもの甲状腺がん検査
△福島県の4巡目検査までに確定者174人、疑い56人
△県の評価部会は「現時点で事故による被曝の影響は見られない」とするが、継続的な検診や医療体制の充実が求められる

2－2、進まない被災地対策

○汚染土壌30年間中間貯蔵問題
△中間貯蔵予定地について大熊町（14年12月）、双葉町（15年1月）が苦渋の受け入れ表明
△県内市町村から運ばれるフレコンバック最大推定2,200万袋（東京ドーム18杯分）の貯蔵を17年10月から開始
△「貯蔵開始から30年以内に福島県外で最終処分を行う」とされ、「国が責任を持って対応する」というが、何ら具体化は図られていない
△台風19号の豪雨と河川氾濫で田村市、飯舘村で少なくとも汚染土壌のフレコンパック11袋（計11㎥）が付近の川に流出

○環境省の汚染土壌（8,000Bq／kg以下）の再生利用計画（道路の路盤使用）
△最終処分量を減らす目的とされるが、これが最終処分となるとの懸念
△再利用実証事業は二本松市では事実上白紙撤回。南相馬市でも反対運動が起きる

○進まない事故収束対策
△福島第一＝１～３号機の使用済み燃料の取り出しは当初計画からすでに４年遅れ
△880ﾄﾝとみられる溶融燃料（デブリ）の現状の一部が確認されただけで、取り出し方法は未定。取り出せる見通しもない。その最終処分も見通しはない
△汚染水問題もメドが立っていない（「１」の第３項参照）
△福島第一原発建屋地下で「3Sv/h」の高い放射線量を測定（10 月 21 日）── 放射能吸着するゼオライトの土嚢の破損か!?
△事故収束対策が進まないことは福島復興の大きな足かせ

2－3、国と東電は被災者・被災地対策に真摯に取り組むべきである

○国と東電は福島第一原発事故を起こした加害責任を率直に認め、その反省の上に立って被災者･被災地対策に取り組むことを求める

３、「原発ゼロ」の国民合意へ向けて

＜原住連の自己紹介＞
○「原住連」の運動論――「原発の危険に反対する」
△原発への一般的是非の意見の違いを超えて共同できる
△思想信条の違いを超えて共同できる
△原発問題をめぐる住民投票での3連勝を支えた運動論
＊新潟県巻町（当時）の原発誘致をめぐる住民投票での勝利（1996年8月4日）
＊新潟県柏村の「プルサーマル」導入をめぐる住民投票での勝利（2001年5月27日）
＊三重県海山町（当時）の原発誘致をめぐる住民投票での勝利（2001年11月18日）

○原発の日本立地の危険の定式化――原発の日本立地の六重の危険
①技術上の危険――原発は苛酷事故の発生を構造的に排除できない危険をもつ。また高レベル放射性廃棄物の処理・処分の見通しがない危険をもつ
②経済上の危険――原発の必要な費用やリスクなどをコスト計上しない危険、総括原価方式（原発推進の国内的起動力）の危険をもつ
③地質上の危険――世界有数の地震・火山列島に立地する危険をもつ
④地理上の危険――人口密集地帯に近接･集中立地の危険をもつ
⑤行政上の危険――国際基準に則った規制機関不在での立地の危険をもつ
⑥営業上の危険――事故が起きても隠蔽・運転強行する危険をもつ

○原発の日本立地は世界一危険
△①は世界共通であるが、日本はこれに正面から向き合っていない
△②～⑥は日本固有のもの
△「原住連」は全国各地で「原発の危険に反対する」運動をすすめる

○福島第一原発事故はこれら六重の危険が一気に顕在化したもの

○「原住連」は第1回チェルノブイリ原発事故現地調査（1991年）以後、日本における苛酷事故（シビアアクシデント）の未然防止を緊急課題として取り組む
△住民監視の力で苛酷事故の発生を未然防止すること
△パンフレット『原発大事故　つぎは日本!? 』（1992年8月15日発行）
△中部電力、東北電力、東京電力等へ苛酷事故対策を申し入れ

○「原住連」は現在、「原発・核燃からの撤退」と「再生エネルギーへの転換」への国民合意の形成を最大の課題として取り組む
△「原住連」の運動論は、「原発ゼロ」運動でも重要である

3－1、新規制基準は福島第一原発事故再発防止の保障がない

○新規制基準は福島第一原発事故の検証にもとづくものではない
△川内原発も福島第一原発事故の再発防止の保障はない

○原子力規制委員会は緊急時対策を規制対象にしていない
△事故前までは国際原子力機関（IAEA）の勧告を拒否して苛酷事故対策、緊急時対策を国の規制対象としなかった。規制委発足にあたり、苛酷事故対策は国の規制対象としたが、緊急時対策は外したままである
△川内原発の万一の事故時の「避難計画」は実効性がない

○川内原発はじめ再稼働原発により住民は苛酷事故の脅威にさらされている

3－2、世界有数の地震・火山列島に原発立地の危険の増幅

○九州地方には火山前線に沿って五大カルデラ火山（阿蘇・加久藤・姶良・阿多・鬼界）のほか 11 個のカルデラ火山が存在

○巨大カルデラ噴火への住民の不安は大きい

○神戸大学海洋探査センターが鬼界海底カルデラ内に巨大溶岩ドームの存在を確認（2018 年 2 月 9 日 10 00〈イギリス時間〉、英国のオンライン科学雑誌「Scientific Reports」に掲載）

○カルデラ火山への住民の不安に対して、九州電力、国が十分な説明責任を果たさない状況では川内原発はなおさら運転停止・廃炉以外にない

3－3、原発依存は日本亡国の道

○日本の名門企業・東芝の経営危機は原発依存によるもの
△米国、英国の原発事業の赤字まで背負わされる

○日本の再生エネルギー開発の大きな遅れは原発依存によるもの

○これ以上の原発依存は日本亡国の道

3－4、「原発ゼロ」の合意形成へ向けて

○「三つの検証（①福島第一原発事故の検証、②健康・背勝への影響の検証、③避難計画の検証）がないままの柏崎刈羽原発の再稼働議論はない」とする新潟県民世論

○日本原電（東海第二原発）と茨城県と地元 6 市村（東海村、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市、水戸市）との「実質的事前了解」事項を含む協定書（2018 年 3 月 29 日）

○福島第二原発の廃炉正式決定（7 月 31 日）
△原発立地自治体で初めて「原発ゼロ」実現
△「オール福島」の世論の力による
△福島第一原発事故という深刻な経験を経て得られたもの

○全国的に「原発ゼロ」を実現する上で、福島のケースを繰り返してはならない
△福島原発事故の体験、教訓を国民一人一人が共有して「オール日本」の世論形成を

○「原発ゼロ基本法案」の国会審議を

（以上）